

令和元年10月25日

復興大臣

福島原発事故再生総括担当

田中 和徳 殿

東日本大震災からの復旧・復興の完遂に向けて
国による支援の継続を求める要望書

宮城県知事 村井 嘉浩

未曾有の大災害となった東日本大震災の発生から、8年7か月が経過しました。

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援をいただきながら、現在も、県民一丸となって復旧・復興に向けた努力を続けています。

一方、復興・創生期間の満了まで約1年となる中、国においては、年内に復興・創生期間後の復興に関する基本方針が定められるものと伺っております。

つきましては、今後とも、東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題として位置付け、一日も早い復興の完遂に向けて、被災地が必要とする各種支援制度等を的確かつ十分に整備・継続していただくとともに、復興庁の後継組織を含め、復興・創生期間後も残る課題等を見据えた被災地への支援の在り方について、被災地の実情に沿った御検討をいただきますよう、次のとおり要望いたします。

1 復旧・復興事業の完遂に必要な人材の確保

【復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

ハード事業については、復興・創生期間内の完了に向けて対応を行っているものの、今後、やむを得ない事情により復興・創生期間内での完了が危惧される事業も一定数見受けられるところであり、事業の繰越等、復興予算の弾力的な運用が必要な事業の実施に当たっては、事業費の対応とともに、事業を担う土木職を中心に人材の確保が不可欠となっております。

しかしながら、復興事業に携わる職員等の確保については、これまでもあらゆる手段を尽くして取り組んできているものの、令和元年台風第19号の対応も必要となることから、今後、更に厳しい状況となることが想定されます。このため、国においても新たな確保策も含め、集中的かつ実効的な対策を講じるとともに、必要な期間、財政措置を継続するよう求めます。

2 復興・創生期間後も実施を要するソフト事業等への財政措置等

(1) 原子力災害への対応

【復興庁、総務省、農林水産省、厚生労働省】

福島第一原子力発電所事故の本県農林水産業への影響は、今なお、出荷制限指示や風評が続くなど、福島県のみならず、本県にとっても深刻であり、その影響が長期間に及ぶことが懸念されます。

県産農林水産物等の安全安心の確保のため、放射性物質検査や放射性物質吸収抑制対策、汚染廃棄物等の一時保管及び処理、森林の放射性物質の拡散防止対策、きのこ生産に係る資材購入費やほだ木等の原木林の再生に向けた支援、風評対策や住民の不安解消のためのリスクコミュニケーション等の取組は、事態の収束まで継続する必要があることから、これらに要する費用は、国が責任を持って震災復興特別交付税等により財政措置するよう求めます。

(2) 被災者の心のケア対策及び見守り・生活支援

【復興庁，厚生労働省】

東日本大震災から8年が経過した現在も、災害公営住宅入居後の生活環境の変化等に伴い、被災者の心のケアや、孤立防止のための交流機会の確保等が被災者支援の課題となっています。

被災者の心のケア対策については、保健所・市町だけでは対応しきれない相談件数が寄せられているとともに、時間経過に伴い当時の被災体験を思い出し新たに心の不調を訴える相談者や、うつ病、アルコール関連問題など長期的に支援を必要とするケースの増加、被災した親の影響を受けた子どもに対する心のケアなど、問題は深刻化・複雑化しています。将来的には、市町や保健所等が中心となり地域精神保健福祉活動に移行していく必要があると考えておりますが、その移行に向けての一定期間においては、心のケアセンターによる相談体制の継続や、専門職の訪問支援等の関連事業の継続が不可欠であります。また、見守り・生活支援については、災害公営住宅等への移転が進む中、多くの地域からの転入等により従来のコミュニティが分断されたことや、入居者の高い高齢化率・独居率もあり、地域コミュニティにおける支え合い体制の再構築には、なお時間を要する地域があることから復興・創生期間後も復興の進捗に応じた見守り・生活支援が不可欠であります。

つきましては、被災者の心のケアの取組及び見守り・生活支援の取組の継続と確実な財源措置を求めます。

(3) 地域コミュニティの再生支援

【内閣府，復興庁】

住居の移転等により形成された新たな環境の下で、被災者が安心して暮らししていくためには、住民同士が支え合う地域コミュニティの再生が極めて重要です。

自治会や住民組織、NPO等による地域コミュニティの再生に向けた活動は、課題を抱えた被災者への支援や、共同作業や生きがづくりなどを通じた被災者の心の復興、被災地域の活性化等において重要な役割を果たしております。こうした取組が定着し、持続可能な体制を構築するまでには一定の期間を必要としますが、地域コミュニティの基盤となる「まちづくり」の完了に遅れが見られることから、復興・創生期間後においても、必要な財政支援の継続を求めます。

(4) 被災した児童生徒等へのきめ細かな対応

イ 児童生徒等の心のケア

【復興庁，文部科学省】

本県では，震災以降，不登校児童生徒数が増加の一途をたどっており，震災の辛い思いを抱きながら学校生活を送っているなど，心理的なケアを要する児童生徒が数多く見られるほか，震災後に生まれた子どもたちについても，人間関係や問題行動等についての相談が数多く寄せられており，一層丁寧な教育活動等が求められています。

このような現状を踏まえ，震災当時に生まれた児童生徒が義務教育を終えるまでの間，学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を講じるよう求めます。また，被災した児童生徒の心のケアについては，多面的かつ中長期的な支援が必要であることから，スクールカウンセラー等の派遣・配置を行うほか，心のケアに資するための学習支援，学校運営の補助等を行う支援員の配置などを行うことができるよう，「緊急スクールカウンセラー等活用事業」の継続と十分な財源の確保を求めます。

あわせて，震災遺児・孤児のほか，避難所や仮設住宅における生活，その後の転居の繰り返し，親の離職や転職等により不安定な家庭環境で育った子どもたちが学齢期を迎え，こうした環境に起因する問題が噴出していることから，スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境への支援が一層求められており，今後もスクールカウンセラーはもとより，スクールソーシャルワーカーの配置についても，必要な財政支援の継続を求めます。

さらに，震災による壊滅的被害により，依然として，保護者の生活基盤が回復せずに，経済的理由から就学等に支障を来している児童生徒等も相当数見られることから，復興・創生期間後も必要な期間，就学援助等に対する財政支援の継続を求めます。

ロ 子どもの居場所の確保と地域・家庭の教育力の向上

【復興庁，文部科学省】

幼少期の震災体験は，心的外傷や基礎学力，基礎体力にも影響を与え，震災を思い出すといまだに心の不安を感じたり，学習に集中できなくなる児童生徒がおり，不登校につながるなど，喫緊の課題となっています。保護者においては，転居や学校区外通学による経済負担，復興需要収束による転職・離職，別居等，生活に不安定さを抱えており，子どもの心のケアと安心して過ごせる場所の確保に加え，親の心のケアと家庭の教育力の向上が必要とされています。

このため，放課後子供教室やみやぎ子どもの心のケアハウス（教育支援センター）により子どもが安心して生活できる環境を確保するとともに，引き

続き社会全体で家庭教育を支援し、親としての「学び」と「育ち」を支援していくことができるよう、十分な財源の確保を求めます。また、災害公営住宅等のハード面が整備され仮設住宅の解消は進んだものの、人口流出入による新たな地域コミュニティの形成が課題となっています。地域全体で子どもを育てる取組は、地域の教育力の向上を図ることができるとともに住民の生きがいつくりや交流の機会を創出し、コミュニティの再生の場となっており、この定着のための財政支援の継続を求めます。

(5) 沿岸部のものづくり産業・生業の再生等

震災の影響により、沿岸地域の製造品出荷額等は震災前の水準に回復しておらず、製造業を中心とする企業の誘致・集積が必要です。

しかしながら、その受皿として整備が進められている産業用地については、分譲面積全体の約6割の用地が、今年度から令和2年度にかけて引渡し可能となることや、これらの用地の多くが防災集団移転元地に整備されており、企業は操業面での安全性等を確認した上で立地を決定せざるを得ない状況にあることなどから、次の財政措置等の継続を求めます。

○ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

【復興庁、経済産業省】

産業用地の整備状況や、工場等の建設着手から従業員の雇用までには2年程度の時間を要することを踏まえ、本補助金を活用した企業立地を促進する観点から、本補助制度（製造業等立地支援事業及び商業施設等復興整備事業）の申請期間を令和2年度以降、運用期間を令和4年度以降まで再延長することを求めます。また、自治体の責に帰さない理由により企業立地に遅れが生じている産業用地などを対象地域として措置することを求めます。

○ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金

【復興庁、経済産業省】

本補助金を活用した中小企業の着実な事業再開を後押しする観点から、復旧に必要な土地造成が令和2年度以降に完成する地区等においては、その翌年度においてもグループ補助金の交付申請対象とすることを求めます。

○ 緊急雇用創出事業（事業復興型雇用確保事業）

【復興庁，厚生労働省】

上記補助制度などの産業政策と一体となった雇用面での支援についても継続して実施する必要があるため，本事業の実施期間及び既に交付済みである「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により造成した基金の使用期間を延長することを求めます。

3 復興基盤整備の完遂に向けた支援の継続

（1）ハード事業完遂に向けた財政支援の継続，弾力的運用等

【復興庁，総務省，財務省，環境省，厚生労働省】

ハード事業については，復興・創生期間内の完了に向けて全力を尽くしておりますが，今後，やむを得ない事情により，期間内での完了が危惧される事業が一定数見受けられることから，こうした事業が制度や財源等の措置がなされずに，未完了・未執行のまま放置されることがないように，事業の繰越等，復興予算の弾力的な運用について早期に明確にするよう求めます。また，市町における，上水道等の災害復旧事業や循環型社会形成推進交付金事業等においては，復興・創生期間後に予算措置が必要となることが懸念されるものがありますが，復興・創生期間内に事業を開始した事業については，その完了まで，震災復興特別交付税を含めた特例的な財政支援の継続と，確実な予算措置が講じられるよう求めます。

（2）海岸防災林の復旧（植栽木の保育）

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

東日本大震災により被災した海岸防災林750haについては，現在，令和2年度までの植栽完了に向け国と県の事業により整備を行っています。

今後，飛砂，潮害等から，背後の農地・生活環境を守るとともに，東日本大震災の教訓から，津波に対する被害軽減効果を発揮する災害に強い森林に育成するためには，国のガイドラインに基づく適正な管理により，植栽木の健全な成長を確保していく必要があります。

つきましては，広大な範囲において実施する雑草木の下刈りや植栽木の間引き等の保育管理に必要な経費は，通常の防災林管理の範囲を大きく超えていることから，国による適切な支援を求めます。

(3) 漁場の生産力回復

【復興庁，農林水産省】

漁業再開の支障となる震災ガレキについては，国の支援の下，撤去を進めてきたところであり，沿岸周辺の撤去は令和2年度までに完了する見通しです。

しかしながら，水深の深い沖合ガレキ回収は困難であり，現在でも，底引き網漁の操業中にガレキが入網し，網や漁獲物が損傷する等の事態が頻発しているなど，通常の操業に支障が生じる状況が続いていることから，復興・創生期間後においても，沖合で操業中に回収されたガレキの処分等に対する国の支援の継続を求めます。また，種苗生産施設の復旧はおおむね完了し，生産・放流は再開されているものの，生産・放流経費は水揚げ金額から賄われていることから，放流した種苗が漁獲対象になるまでの間，種苗生産・放流経費等に対する継続した支援を求めます。

(4) 住まいの確保等への継続支援

イ 災害公営住宅に対する家賃補助

【復興庁，国土交通省】

市町における災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については，被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保，被災市町の復興支援のため，必要不可欠な事業ではありますが，復興・創生期間後の事業スキームや財源等が不透明な状況にあることから，現行制度による国の財政支援の継続と財源の確保を求めます。

ロ 応急仮設住宅の解体・原状復旧

【内閣府，復興庁】

災害救助法に基づき被災者へ供与した応急仮設住宅については，令和2年度末までの完了を目指し解体撤去・原状復旧を進めておりますが，土地区画整理事業などの公共工事の完了や入居者の住宅再建の時期の関係から，やむを得ず工事の完了が令和3年度となった場合においては，復興・創生期間終了後であっても，災害救助費の確実な予算措置が講じられるよう求めます。

4 復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法等に基づく特例措置の継続と弾力的な運用

【復興庁，総務省，財務省】

(1) 東日本大震災復興特別区域法における特例措置等

津波被害が甚大であった沿岸市町村においては、産業の再生を確かなものとするため、被災自治体のニーズや地盤のかさ上げ等による事業用地の整備の進展など復興の進捗状況を踏まえ、必要な地域を漏れなく対象とした上で、令和3年度以降も、現在と同様の税制上の特例措置、県・市町村の減免による地方税の減収補填措置及び復興特区支援利子補給金制度を継続することを求めます。また、震災復興に係る行政需要に対応する被災自治体の実情を踏まえ、令和2年度以前に税制の特例及び県・市町村の減免を適用したものについて、復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め、県内全域で現在と同様の補填措置を継続することを求めます。あわせて、規制の特例及び土地利用再編等に係る特例の一部についても、復興・創生期間以降にその活用が必要となる可能性があることから、引き続き被災地域の実情に応じて弾力的に運用することを求めます。

(2) 固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置

東日本大震災後の固定資産税等については、地方税法による特例措置のほか、被災した土地・家屋や償却資産等に係る条例減免を被災自治体が実施しているところですが、複数年にわたる措置であり、復興・創生期間終了後も減収が生じることから、これらの減収額に対する財政措置を引き続き講じるよう求めます。

5 復興庁の後継組織による支援の継続

【復興庁】

復興庁においては、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い、その円滑かつ迅速な遂行を図ることで、これまで復興の進捗に大きく貢献していただいています。

今年3月に閣議決定した「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」では、復興庁の後継組織の在り方の検討について明記されたところですが、復興の完遂と被災者の自立の道筋が見えるまで担当大臣を置き、その強いリーダーシップの下、これまで同庁が担ってきた「被災自治体の一元的な窓口」や「省庁横断的な企画調整」等の機能が維持された、実効力のある組織となるよう求めます。